

電力受給契約約款

【太陽光発電設備】

2025年5月1日実施

瀬戸内市民電力株式会社

I. 総則

1. 約款の適用

- (1) この電力受給契約約款（以下「本約款」といいます。）は、電気受給契約者または利用者（以下「お客さま」といいます。）が、一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備に太陽光発電設備を電氣的に接続し、同地点にて当該発電設備から発生する電力のうちお客さまが自ら消費する電力を除いた電力（以下「受給電力」といいます。）を、一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備を介して当社が買取する契約（以下「本契約」といいます。）の条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）の認定を受けていない、もしくは適用期間が満了したお客さまの太陽光発電システム設備（以下「本発電設備」といいます。）に適用します。
- (3) 本約款は、中国電力ネットワーク株式会社の供給区域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項8号イに定める離島は除きます。

2. 約款の変更

当社は本約款を変更することがあります。その場合、当社は予め変更後の約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知するものとします。かかる周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の受給条件は、変更後の契約約款によります。

また、契約者から求めがあった場合、当社は契約者に対し変更後の約款を記載した書面を交付するものとします。

3. 用語の定義

次の用語は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用するものとし、本条に定めのない用語の定義は当社が別に定める電気需給約款または一般送配電事業者が定める託送供給等約款によるものとします。

- (1) 電力受給
電力受給契約にもとづき、お客さまが当社に電気を供給し、当社がお客さまからこれを受給することをいいます。
- (2) 電気需給契約
その需要場所内に太陽光発電設備が設置されている電気需給契約をいい、お客さまと当社または他の小売電気事業者との間で別に締結します。
- (3) 受電地点
一般送配電事業者が、当社との発電量調整契約にもとづき、電力受給に係る再生可能エネルギー電気をお客さまから受電する地点をいいます。
- (4) 受給電力
お客さまが、本発電設備において発電した再生可能エネルギー電気のうち、当社に供給する電気をいいます。
- (5) 受給電力量
受電地点において、当社がお客さまから受給する電力受給に係る再生可能エネルギー電気の電力量をいいます。
- (6) 発電場所
お客さまが電力受給に係る再生可能エネルギー電気を発電する場所をいい、託送供給等約款における発電場所に係る規定に準ずるものといたします。
- (7) 発電出力
本発電設備の定格発電出力（太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの

出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。)をいいます。

(8) 受給設備

当社または一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気を受電または電気事業を遂行するにあたって必要な全ての電気工作物をいいます。

(9) 併設設備

お客さまが一般送配電事業者の電力系統へ系統連系する本発電設備以外の自家用発電設備等（二次電池などを含まず。）をいいます。

(10) 一般送配電事業者

電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。

(11) 託送供給等約款

一般送配電事業者が電気事業法第18条に従い定める託送供給等約款をいいます。（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）

(12) 検針日

検針日は、当該一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(13) 計量装置

受給電力量の計量において使用する電力量計およびその他計量に必要な付属装置の総称をいいます。

(14) 非化石価値

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」の非化石電源比率算定時に計上できる価値およびこれを有する電気を取引する際に付随する環境価値をいいます。

(15) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(16) 発電者

当該太陽光発電設備により電気を発電する者をいいます。

(17) 系統連系受電契約

送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、一般送配電事業者等が系統利用者である発電者等の一部の負担を求めるために、発電量調整供給契約にもとづき、発電者と一般送配電事業者等との間に成立する、発電側課金のための契約をいいます。

(18) 系統連系受電サービス料金

託送供給等約款等に規定される系統連系受電契約にかかる料金（系統連系受電契約にかかる延滞利息および契約超過金を含まず。）をいいます。

4. 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 発電出力の単位は 0.1 キロワットとし、その端数は切り捨てます。
- (2) 受給電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

5. 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議により定めます。
なお、一般送配電事業者がお客さまとの協議が託送供給等約款の実施上必要であると判断した場合、お客さまは一般送配電事業者と別途協議していただくことがあります。

II. 電力受給契約の申込み

6. 電力受給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電力受給契約の締結を希望する場合には、予め本約款および託送供給等約款におけるお客さま（3.（用語の定義(16)発電者））に関する事項を承認のうえ、原則として次の事項を当社所定の様式によって明らかにし、電力受給契約の申込みをするものとします。なお、電力受給契約の申込みをした後に次の事項に係る変更があった場合は、お客さまは速やかに当社に申告し必要な手続きを取るものとします。
 - (ア) お客さまの名称、発電場所、受電地点特定番号および連絡先
 - (イ) 料金の振込先口座等の必要事項
 - (ウ) 本発電設備の概要（最大出力または定格出力等）
 - (エ) 単線結線図等の技術検討資料および併設設備の有無または併設設備の定格出力
 - (オ) 認定通知書（再エネ特措法の認定を受けた設備の場合）
 - (カ) 適格請求書発行事業者としての登録有無および登録番号
 - (キ) その他当社または一般送配電事業者が確認を必要とする事項
- (2) 当社は、前項による申込みにもとづき一般送配電事業者等へ発電量調整供給等に関する契約の申込みをするものとします。

7. 電力受給契約の成立および契約期間、受給の開始

- (1) 電力受給契約は、当社が前条にもとづきお客さまの申込みを承諾したときに、本約款の定めに従いお客さまと当社の間で成立します。ただし、託送供給等契約の締結につき一般送配電事業者からの承諾が得られないことが明らかになった場合には、当該契約は当初にさかのぼってその効力を失うものとします。
- (2) 当社は、電力受給契約を締結しようとするときは、受給開始予定日をお客さまに通知し、当該予定日に電力受給を開始します。ただし、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむを得ない理由によって、通知した受給開始予定日に電力受給を開始できない場合があります。
- (3) 受給電気方式、受給電圧および周波数は、託送供給等約款の定めに従うものとします。
- (4) お客さまには電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、系統技術要件のほか、監督官庁、業界団体または一般送配電事業者が定める系統連系に関する業務の取扱いや技術要件に関する規定等を適用するものとします。なお、係る規定等に変更がある場合には、変更後の取扱いを遵守するものとします。
- (5) 電力受給契約の契約期間は、当日を含む受給開始日受給開始日以降最初に到来する5月の検針日の前日までとします。契約期間満了に先だって電力受給契約の消滅または変更がない場合、またはお客さまが解約を希望する日の3か月前までにその旨申し出がない場合、電力受給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとし、以後も同様とします。
- (6) 高圧連系の場合、特別の事情がある場合で発電者が希望されるとき、または当社が必要とするときは、電力買取に関する必要な事項について個別契約書を作成します。

8. 財産分界点および保安責任分界点

財産分界点および保安責任分界点は、託送供給等約款の定めに従うものといたします。

9. 契約の単位

当社は原則として、1 受電地点特定番号について 1 契約種別を適用して、1 電力受給契約を結びます。

10. 承諾の限界

当社は、合理的な理由または法令等によってやむを得ない場合または電力受給契約の申込みの承諾が困難と判断した場合、電力受給契約の申込みをお断りすることがあります。

III. 料金の算定および支払

11. 料金の適用開始時期

料金は、電力受給開始日から適用いたします。

12. 料金の算定

料金は、検針結果にもとづき電力受給契約ごとに当該電力受給契約の契約種別の料金表を適用して算定いたします。

契約種別および料金は、別紙「電力買取料金定義書」とおりとします。なお、当社は需給状況や電源の調達環境等の変化に応じて、買取価格を変更する場合があります。この場合には、変更の 2 か月前までに変更後の購入単価や適用開始時期について、当社 Web サイトへの掲載等、当社が適切と考える方法によりお知らせします。

13. 料金の算定期間

料金の算定期間は、「1 月」を単位として算定し、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、電力受給を開始した場合の料金算定期間は、受給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、電力受給契約が終了した場合の料金の算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間とします。

14. 受給電力量の計量

- (1) 受給電力量の計量は、託送供給等約款等にもとづき、一般送配電事業者が毎月行ないます。また、料金の算定期間の受給電力量は 30 分ごとの受給電力量を料金の算定期間において合計した値とします。なお、当社は確定した受給電力量を当社が適当と判断した方法にてお客さまへ通知します。
- (2) 天災等特別な事情がある場合で、一般送配電事業者が検針を行わなかった場合の受給電力量その他の取扱いは、託送供給等約款の定めに従うものといたします。
- (3) 一般送配電事業者が、計量器の故障等によって計量値が正しく得られなかった場合、その計量値は一般送配電事業者と当社による協議により決定した値とします。この場合、当社は速やかに当該計量値についてお客さまに通知するものとします。

15. 料金の支払い

- (1) 当社は、原則として以下のとおり料金を支払うものとします。
 - (ア) 発電設備容量が 10 キロワット未満の場合

- ① 毎年 1 月の検針分から 6 月の検針分までの月ごとの算定済料金の合計額を、その年の前期分の料金として、翌 7 月の末日までにお支払いいたします。
 - ② 毎年 7 月の検針分から 12 月の検針分までの月ごとの算定済料金の合計額を、その年の後期分の料金として、翌 1 月の末日までにお支払いいたします。
- (イ) (ア)以外の場合は、原則として、毎月の検針分の算定済料金を、翌月末日までにお支払いいたします。
- (2) 料金は、原則として、お客さまが指定する金融機関口座への振込によって支払います。
 - (3) 本条(1)の各号に定める支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日に該当する場合には、支払期日を翌営業日にいたします。
 - (4) 料金の支払いは、当社が、お客さまの指定する金融機関口座へ口座振替手続きを実施した日に行なったものとします。なお、振込手数料は当社が負担するものといたします。
 - (5) 系統連系受電サービス料金の支払いの対象となる発電設備の系統連系受電サービス料金について原則として当社が一般送配電事業者に当該サービス料金の代理支払いをした上で、発電買取金額より当該サービス料金を控除してお客さまにお支払いいたします（33.（系統連系受電サービス料金の支払いに関する事項）(1)で規定した発電者から直接一般送配電事業者へ支払う場合を除く）。当社が代理支払いと控除を行う系統連系受電サービス料金の額は、送配電会社から当社に通知された額とします。
 - (6) お客さま都合により本条の規定通りに料金を支払うことができない場合またはできなかった場合においては、お客さまと協議のうえ支払方法を決定するものとします。
 - (7) 適用される料金単価の誤りが判明した場合、当社またはお客さまは、その料金の差額を支払うものとします。
 - (8) お客さまが当社と電力需給契約を締結している場合は、本条(1)から(7)にかかわらず、本約款および個別契約に基づき相互に生じた債権を、法定の順序、弁済期の到来の有無にかかわらず、対当額をもって相殺し、その残額の清算をもって本条に定める料金の支払に代えることができることとします。

IV. 電力受給

16. 適正契約の保持

当社は、お客さまの本発電設備等または併設設備が電力受給契約に定めた内容に対し不適当な状態であると判断した場合、または一般送配電事業者から指摘を受け、当該状態を適正なものに変更することを求められたときは、お客さまはその求められた内容に従い、すみやかに電力受給契約を適正なものに変更していただきます。お客さまが当社の求めに応じない場合、当社は、当社が合理的に適正と判断する内容および時期にさかのぼって電力受給契約を変更することができるものとし、当社が定める方法で料金の精算を行なうことができるものとします。

17. 本発電設備等の設置場所への立入り業務への協力

当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得て太陽光発電設備等の設置場所に立ち入ることがあります。お客さまは、当社または一般送配電事業者が立ち入ることおよび業務を実施することについてあらかじめ承諾するものとします。

- (ア) 不正な電力受給を防止等に必要な太陽光発電設備および併設設備またはその他電気工作物等の確認または検査
- (イ) その他この約款によって、電力受給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

18. 電力受給の停止および停止の解除

- (1) 当社または一般送配電事業者は、次のいずれかに該当する場合には電力受給を停止することがあります。
- (ア) お客さまの責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険がある場合
 - (イ) お客さまが一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷または亡失するなどして、当社または一般送配電事業者に損害を与えた場合
 - (ウ) お客さまが一般送配電事業者の設備、本発電設備または併設設備の改変等によって不正な電力受給、系統連系を行なった場合
 - (エ) お客さまが 16.（適正契約の保持）の規定にもとづき電力受給契約を適正なものに変更するために必要な手続きを行なわない場合
 - (オ) お客さまが 17.（本発電設備等の設置場所への立入り業務への協力）の規定にもとづく当社または一般送配電事業者の係員の立ち入りを正当な理由なく拒否し、また必要な手続き等をすみやかに行わなかった場合
 - (カ) お客さまが本約款にもとづく電力受給契約によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合
 - (キ) お客さまがその他本約款に違反した場合
- (2) 当社または一般送配電事業者は、前項のいずれかにより電力受給を停止する場合には、一般送配電事業者の受給設備またはお客さまの電気設備において、電力受給停止のための適当な処置を行ないます。
- (3) 本条(1)の規定により当社または一般送配電事業者が電力受給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社または一般送配電事業者に対して支払いを要することとなった債務を支払ったときには、当社または一般送配電事業者は、次の場合を除き、すみやかに電力受給を再開します。ただし、災害等特別の事業がある場合、また午後 5 時から午前 9 時までの時間については、この限りではありません。

19. 電力受給の制限または中止

- (1) 当社または一般送配電事業者は、次のいずれかに該当する場合には、電力受給を制限または中止することがあります。なお、当社または一般送配電事業者が電力受給の制限または中止を求めた場合、お客さまは、必要となる処置を行なうものとします。
- (ア) 電気需給契約により電気の供給が中止され、または電気の使用が制限もしくは中止される場合
 - (イ) 電気の需給上やむをえない場合
 - (ウ) 災害等により電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
 - (エ) 電気工作物に人もしくは物が接触した場合、または接近した人の生命、身体を保護する必要がある場合
 - (オ) 一般送配電事業者が維持および運用する電気工作物の点検、修理、その他工事上やむをえない場合
- (2) お客さまは、当社または一般送配電事業者の求めに応じて、電力受給を制限または中止するために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置をすみやかに講じるものとします。

20. 損害賠償等

- (1) 当社またはお客さまは、相手方または第三者に対し、自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合、賠償の責めを負うものとします。なお、次の場合は、当社の責めに帰さない事由とみなします。
- (ア) 当社またはお客さまが 7.（電力受給契約の成立および契約期間、受給の開始）(2)にもとづき受給開始日を変更した場合
 - (イ) 当社または一般送配電事業者が 18.（電力受給の停止および停止の解除）の規定により電力受給を停止した場合
 - (ウ) 当社または一般送配電事業者が 19.（電力受給の制限または中止）により電力受給を制限または中

止した場合

- (エ) 24.（電力受給契約の廃止）の規定により電力受給契約が廃止された場合
- (オ) 当社が 25.（電力受給契約の解約）の規定により電力受給契約を解約した場合
- (2) お客さまは、自らの責めに帰すべき事由により、当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を当社または一般送配電事業者に賠償するものとします。
 - (ア) 修理可能な場合 修理費
 - (イ) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額

V. 電力受給契約の変更および消滅、廃止、解約

21. 電力受給契約の変更

- (1) 次のいずれかに該当する場合、お客さまはその時期を明らかにした上でその旨を当社に申し出、当社が電力受給契約の変更が必要と判断する場合は、すみやかに必要な手続きを取るものとします。
 - (ア) お客さまが本発電設備または併設設備の全部または一部を変更する場合
 - (イ) お客さまが本発電設備または併設設備の制御方法または配線形態を変更する場合
- (2) お客さまが当社に対して前項に定める変更の申し出を行なわなかった場合、または必要な手続きを行なわなかった場合には、当社は、当社が合理的と判断する時期から変更があったものとみなし、当社が定める方法で料金の精算を行なうことができるものとします。

22. 名義の変更

本契約の名義を変更する場合には、本契約は名義を変更する日に消滅するものとし、当日までの発電量に則した金額を 15.（料金の支払い）に応じた期日までに支払うものとします。ただし、社名変更、企業合併、または当社が認めた場合には、本契約の継続を認めるものとします。

23. 電力受給契約の消滅

電力受給契約は、24.（電力受給契約の廃止）に規定される契約の廃止、25.（電力受給契約の解約）に規定される契約の解約、または契約期間満了（7.（電力受給契約の成立および契約期間、受給の開始）(5)の規定により契約期間が更新される場合を除きます。）に伴い、廃止期日、解約期日または満了日に消滅します。ただし、当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合や、当社または一般送配電事業者の責めに帰さない事由により電力受給を終了させるための措置を講じることができない場合は、契約の消滅日は当社が必要な手続きを完了した日とします。

24. 電力受給契約の廃止

- (1) お客さまは、発電場所における買取事業者の変更以外の事由により電力受給契約を廃止しようとする場合、廃止期日を定めて当社に通知するものとします。
- (2) お客さまが当社との電力受給契約を廃止する場合において、当社以外の者と電力受給契約を締結しないときは、お客さまの本発電設備について、お客さまは、お客さまの責任と負担によりすみやかに当社または一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気を受給できないよう必要な措置を講じるものとします。なお、当該措置を講じるまでに当社または一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気を受給しても、当社または一般送配電事業者は、この対価の支払義務を負いません。

- (3) 発電場所における買取事業者の変更により電力受給契約を廃止しようとする場合は、変更後の買取事業者が当社に廃止期日を通知するものとします。当社または一般送配電事業者は、原則としてお客さま、または変更後の買取事業者から通知された廃止期日に、一般送配電事業者の受給設備またはお客さまの電気設備において、電力受給を終了させるための適当な措置を講じるものとします。

25. 電力受給契約の解約

- (1) 次のいずれかに該当する場合で、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらずお客さまがその事実を解消しないときには、当社は、電力受給契約を解約することがあります。なお、この場合には、当社はその旨および解約期日を当該解約期日の 15 日前までにお客さまに通知します。
- (ア) お客さまが 18. (電力受給の停止および停止の解除) の規定により電力受給を停止された場合
 - (イ) お客さまが 16. (適正契約の保持) の規定に定める適正契約への変更について当社または一般送配電事業者の求めに応じない場合
 - (ウ) お客さまが 17. (本発電設備等の設置場所への立入り業務への協力) にもとづく当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否し、または必要な手続き等をすみやかに行なわない場合
 - (エ) お客さまが本約款にもとづいて支払いを要することとなった債務を支払わない場合
 - (オ) お客さまが特段の理由なく、受給開始日を経過しても再生可能エネルギー電気を当社に供給しない場合
 - (カ) その他お客さまが本約款に反した場合
- (2) 本条の規定により当社が電力受給契約を解約した場合、お客さまは、お客さまの責任と負担において、すみやかに当社または一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気を受給できないよう必要な措置を講じるものとします。なお、当該措置を講じるまでに当社または一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気を受給しても、当社は、この対価の支払義務を負いません。
- (3) お客さまが前項の措置を講じない場合、当社または一般送配電事業者は、一般送配電事業者の受給設備またはお客さまの電気設備において、電力受給契約の解約のための適当な処置を行なうことができるものとします。この場合、お客さまは、当該処置に要した費用を当社に支払うものとします。
- (4) 本条第 2 項の措置または前項の処置を講じた場合において、電気需給契約にもとづく電気の需給が困難となったときは、お客さまは、お客さまの責任と負担において、電気の需給ができるよう必要な措置を講じるものとします。

26. 電力受給契約消滅後の債権

電力受給契約期間中の料金その他の債権債務は、電力受給契約の消滅によっては消滅しません。

VI. 工事および工事費の負担

27. 受給設備、本発電設備および併設設備の設置等

一般送配電事業者は、託送供給等約款等の定めにもとづき、受給設備の設置、変更、管理、補修、保安、撤去等を行ないます。また、お客さまは、お客さまの責任と負担において、法令等を遵守して、本発電設備および併設設備の設置、変更、管理、補修、保安、撤去等を行なうものとします。

28. 計量装置の設置等

- (1) 計量装置は、発電出力等に応じて原則として一般送配電事業者が選定し、かつ一般送配電事業者の所有

とし、その設置等は一般送配電事業者が行ないます。

- (2) 当社または送電事業者は、計量装置の設置場所（計量装置の支持物を含みます。）について、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに計量装置の取付けおよび取外し工事が容易な場所を、お客さまと協議によって決定し、お客さまは、その場所を一般送配電事業者が無償で提供するものとします。また、計量装置の情報を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用する場合においては、一般送配電事業者は、お客さまの電気工作物を無償で使用できるものとします。

29. 工事費負担金

- (1) 一般送配電事業者から、託送供給等約款等に基づき電力受給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着工前に申し受けます。
- (2) 一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社はお客さまとの間で工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送供給等約款等に基づき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまが本条に定める債務を支払わない場合、当社は 18.（電力受給の停止および停止の解除）(1)(カ)または 25.（電力受給契約の解約）(1)(エ)の規定に基づき、電力受給契約を停止または解除する場合があります。

VII. 系統連系受電契約の要件等

30. 系統連系受電契約の締結

当社は、一般送配電事業者を代理して、発電者との間で、系統連系受電契約を締結します。ただし、2025 年 5 月 1 日以前に当社又は当社が属する発電バランシンググループ（以下、「当社等」といいます。）と電力受給契約を締結している発電者については、当社等と一般送配電事業者との間の発電量調整供給契約にもとづく当社等の地位のうち、系統連系受電契約にもとづく当社等の地位を発電者に承継することについて、一般送配電事業者の代理である当社との間で合意し、一般送配電事業者等と発電者の間で、系統連系受電契約が成立するものとします。

31. 系統連系受電契約の変更

発電者が新たに系統連系受電契約の締結を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、発電者は、当該契約の締結または変更について、当社にお申し出いただきます。

当社は、発電者が系統連系受電契約の変更を当社に申し出た場合に、発電量調整供給契約の変更として一般送配電事業者へ申し出いたします。

32. 系統連系受電契約の解約

発電者が一般送配電事業者と系統連系受電契約を締結するにあたり次の事項を承諾いただきます。

- (1) 一般送配電事業者が発電者との系統連系受電契約を解約される場合、当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更いたします。
- (2) 発電者が系統連系受電契約の消滅後に接続された電気は一般送配電事業者が無償で受電いたします。

33. 系統連系受電サービス料金の支払いに関する事項

- (1) 発電者の系統連系受電サービス料金については、買取料金から控除する方法で発電者にご負担いただきます。負担いただいた料金については、そのつど当社から一般送配電事業者に支払いを行ないます。ただし、次の場合には、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から一般送配電事業者へ支払っていただきます。
- (ア) 発電者が料金を支払期日までに当社に支払われない場合
 - (イ) 発電者の料金が当社と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で、当社と発電者および当社と一般送配電事業者のそれぞれにおいて合意がなされたとき
 - (ウ) その他一般送配電事業者が必要と認めた場合
- (2) 当社は、系統連系受電契約において、系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金を発電者から受領し、発電者に代わり一般送配電事業者に支払うものといたします。
- (3) 当社は、系統連系受電契約において、系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金を発電者から受領し、一般送配電事業者があらかじめ定める期日までの間、発電者に代わり一般送配電事業者に引き渡す業務を受託いたします。また、当該業務は、発電者が直接一般送配電事業者を支払う事項に該当した場合を除き、発電者から無償で受託いたします。

VIII. その他事項

34. 電力受給契約に関する情報の取扱い

当社は、本約款の規定に定める範囲において必要とする場合、他の小売電気事業者、一般送配電事業者、国、費用負担調整機関または指定入札機関に情報を開示することがあり、お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。本条規定の詳細は当社ホームページの「共同利用プライバシーポリシー」(<https://www.setouchi-power.com/privacy-policy/>)の記載によります。

35. 発電量に関する情報の取り扱い

当社は、お客さまの発電量について、気候変動対策・地域経済循環等の分析・検討目的のため、個人が識別できないよう加工や統計処理などを行った上で、分析結果の公表や共同の教育研究機関等に提供する場合があり、お客さまはあらかじめ承諾するものとします。

36. 非化石価値の帰属

本発電設備にて発電される再生可能エネルギー電気の非化石価値は、原則として、電力受給に伴い、当社にすべて帰属するものといたします。なお、非化石価値を当社に帰属させるにあたり、お客さまは、必要に応じて当社に協力するものといたします。

37. 発電バランシンググループの設定

当社は、託送供給等約款等の定めにより発電バランシンググループを設定し、お客さまの本発電設備を、原則として、当社の発電バランシンググループに属せしめ、発電計画の作成等託送供給等約款等にもとづく手続きを行います。発電者は、発電バランシンググループへの帰属に伴い、合理的な範囲で当社および発電バランシンググループに協力するものとします。

38. 発電記録等の提出

当社は、前条の規定にともなう手続きを行なうにあたり、必要に応じてお客さまに本発電設備および併設設備の発電記録、点検記録等の提出を求めることができます。この場合、お客さまは、当社が必要とする情報ならびに本発電設備および併設設備の運転に関する記録を当社に提供するものとします。

39. 専属的合意管轄裁判所

電力受給契約にかかわる訴訟については、岡山地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

40. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまは、電力受給契約の成立時および将来にわたって、自己または自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、および、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明していただきます。
- (2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (オ) その他前各号に準ずる行為
- (3) 当社は、お客さまが本条(1)または(2)に違反した場合、お客さまに対する何らの催告および自己の債務の提供を要しないで、ただちに電力受給契約を解約することができるものとし、お客さまは、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものといたします。

41. その他定めなき事項

本約款に定めのない事項または本約款により難い特別な事情が生じた場合は、お客さまおよび当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものとします。

附則

1. 実施期日

この約款は 2025 年 5 月 1 日から実施します。

電力買取料金定義書

瀬戸内市民電力株式会社

この「電力買取料金定義書」（以下「本定義書」といいます。）は、当社の「電力受給契約約款」（以下「約款」といいます。）にもとづき、お客さまから当社が電力を受電するときの料金その他の条件を定めたものです。

本定義書に定める単価等の料金やその金額は、全て非化石価値等および消費税等相当額を含みます。

1. 本定義書は、2025 年 5 月 1 日より適用します。
2. 適用条件本定義書にもとづく電力買取料金は、約款にもとづき、約款の適用対象となる全てのお客さまに適用いたします。
3. 電力買取単価は、下記のとおりです。（低圧連系）。
電力買取単価：8.25 円/kWh（税込）
※高圧連系の買取単価は、個別見積・契約によります。
4. 料金計算方法
電力買取料金の計算は、次のとおりとします。
電力買取料金＝受給電力量×電力買取単価
※系統連系受電サービス料金（発電側課金）の対象となる 10kW 以上の発電設備のお客さまへのお支払額は、系統連系受電サービス料金を控除した額となります。
5. 支払い明細書の郵送
支払い明細書の郵送による通知をご希望の場合には、その手数料として発行する書面 1 通につき 200 円（税込）をお支払いいただきます。
6. 電力買取料金の支払い方法及び支払期日等
電力買取料金は約款第 15 条の規定に定めるところにより支払うものとします。
7. 適用期間
買取単価の適用期間は、約款第 7 条の規定に定めるところによります。
8. 本定義書の変更および廃止
当社は、本定義書の内容を変更または廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、変更または廃止のお知らせおよび適用開始日または廃止日を当社ホームページに掲載します。

以上